

高南メディカル行動計画

令和3年3月31日

目的

社員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1・ 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 6年 3月 31日迄の3年間

2・ 内容

目標 1 令和6年3月迄に、子供を育てる社員が利用出来る措置として始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度を実施する。

目標 2 令和6年3月迄に、年次有給休暇の取得促進の為現在の全体取得率より10%増にしていく。

目標 1について (対策)

※ 令和3年4月～ 中学校就学の始期に達する迄の子と同居し、養育する社員より、希望があれば始業・終業時刻の繰り上げ又は、繰り下げの制度を容易にする措置を講ずる。

目標 2について (対策)

※ 令和3年4月～ 年次有給休暇の計画的付与制度における「事業所別」「個人別」付与による取得率向上上記措置を講ずる。

相談窓口

総務企画部
電話番号

門田・山崎
088-846-7150